

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人香川大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、学長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び各役員の在職期間における職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができると定めている。平成24年度については、国立大学法人評価委員会の業績評価及び各役員の職務業績を勘案し、特段の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成23年人事院勧告を踏まえ、本給月額を平均0.5%引き下げる改正をした。特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額を9.77%減額する改正(平成26年3月まで)をした。

理事

平成23年人事院勧告を踏まえ、本給月額を平均0.5%引き下げる改正をした。特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額を9.77%減額する改正(平成26年3月まで)をした。

理事(非常勤)

なし

監事

平成23年人事院勧告を踏まえ、本給月額を平均0.5%引き下げる改正をした。特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額を9.77%減額する改正(平成26年3月まで)をした。

監事(非常勤)

なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	14,452	10,654	3,798	()			※
A理事	11,504	8,402	2,995	107 (通勤)			
B理事	11,475	8,402	2,995	78 (通勤)			
C理事	11,446	8,402	2,995	49 (通勤)			
D理事	11,530	8,402	2,995	133 (通勤)			
A監事	7,780	6,517	1,168	95 (通勤)	4月1日		
B監事 (非常勤)	1,060	1,060		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
監事A						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金における業務費・人件費の割合を堅持しつつ、中期計画に基づく人件費枠の有効な配分を勘案し、新たな社会的ニーズに迅速・適切に対応できるよう人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準拠した本給表及び毎年の人事院勧告を参考にして、社会一般の情勢に適合したものとなるよう支給基準を定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

事務系職員には、本学が独自に定めた人事評価制度に基づく個人評価(業績・能力)の結果を昇給・昇格・降格及び賞与に反映させている。

また、教員についても、教員評価(教育・研究・社会貢献・運営)の結果を昇給及び賞与に反映

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、人事評価対象事務系職員については、評価回数を年2回(上期・下期)としていることから、基準日以前6か月以内の期間における評価制度の結果等により、それぞれ支給割合を決定。教員評価対象職員については、評価回数を年1回(年度終了後)としていることから、12月期に前年度の評価結果等により支給割合を決定(6月期については、評価結果を反映しない。)
昇給	年1回(7月1日)評価制度の結果等により、A～Eの5段階の昇給区分に決定の上、昇給。(標準を4号俸として8号俸の幅で決定)
昇格・降格	昇格: 勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている職員は上位の職務の級に決定。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額について、平均0.23%減額する改正
- ・調整基本額 一般職員 I 本給表7級 12,100円→12,000円 教育職 I 本給表5級 15,100円→15,000円に改正
- ・本給月額の経過措置額を0.49%減額する改正
- ・現給保障額を、平成26年3月31日まで支給
- ・平成24年4月1日において36歳未満の職員のうち、平成20年度の昇給で抑制を受けた職員の号俸を、1号俸上位に調整する改正
- ・教育特殊業務手当の改正 学校(園)の入学試験業務 900円→10,000円 所属する学校(園)以外の学校の入学試験業務 3,000円
- ・勤勉給の成績率を明文化
- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - ・実施期間: 平成24年6月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容: 職務の級別による本給月額の減額(▲9.77%, ▲7.77%, ▲4.77%)
 - ・諸手当関係の措置の内容: 管理職手当(▲10%) 期末給・勤勉給(▲9.77%) 地域保障手当、広域異動手当(職務の級による減額)
 - ・国と異なる措置の概要: 附属病院の看護職員、コメディカル、附属学校教員については、特別に措置する。
- (役員について)
 - ・実施期間: 平成24年4月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容: ▲9.77%
 - ・諸手当関係の措置の内容: 期末特別手当、地域保障手当、広域異動手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1543	歳 42.8	千円 5,925	千円 4,443	千円 54	千円 1,482
事務・技術	人 332	歳 42.8	千円 4,972	千円 3,745	千円 66	千円 1,227
教育職種 (大学教員)	人 576	歳 47.7	千円 7,491	千円 5,570	千円 55	千円 1,921
医療職種 (病院医師)	人 14	歳 35.1	千円 5,873	千円 4,592	千円 46	千円 1,281
医療職種 (病院看護師)	人 397	歳 36.6	千円 4,607	千円 3,481	千円 44	千円 1,126
医療職種 (病院医療技術職員)	人 101	歳 37.9	千円 4,757	千円 3,600	千円 44	千円 1,157
技能・労務職種	人 22	歳 53.2	千円 4,947	千円 3,725	千円 45	千円 1,222
教育職種 (附属高校教員)	人 24	歳 44.3	千円 7,104	千円 5,392	千円 88	千円 1,712
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人 73	歳 41.3	千円 6,505	千円 4,938	千円 57	千円 1,567
その他医療職種(看護 師)	人 3	歳 55.8	千円 5,403	千円 4,055	千円 52	千円 1,348
その他	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 65	歳 37.6	千円 3,903	千円 3,329	千円 38	千円 574
事務・技術	人 5	歳 29.9	千円 2,801	千円 2,141	千円 59	千円 660
教育職種 (大学教員)	人 15	歳 39.2	千円 4,901	千円 3,736	千円 35	千円 1,165
医療職種 (病院医師)	人 22	歳 28.3	千円 3,349	千円 3,349	千円 28	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 8	歳 40.0	千円 4,502	千円 3,437	千円 54	千円 1,065
医療職種 (病院医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
再採用職員	人 5	歳 62.9	千円 2,975	千円 2,499	千円 51	千円 476
技能・労務職種	人 4	歳 46.5	千円 3,117	千円 2,365	千円 50	千円 752
民間出向職員	人 3	歳 57.2	千円 6,000	千円 6,000	千円 0	千円 0
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

<常勤職員について>

注1 常勤職員については、在外職員、任期付き職員及び再任用職員を除く。

注2 技能・労務職種とは、ボイラー技士、医療機器操作員、動物飼育員、実験助手及び調理師である。

注3 教育職種(附属学校教員)には、附属特別支援学校教員を含む。

注4 教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園教員を含む。

- 注5 その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師である。
 注6 その他とは、該当者が少数であり、独立した職種としての公表が不適当な職員である。
 注7 その他については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

<在外職員・任期付職員及び再任用職員について>

在外職員・任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

<非常勤職員について>

注1: 技能・労務職員とは、調理師である。

注2: その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師である。

注3: 医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4: その他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

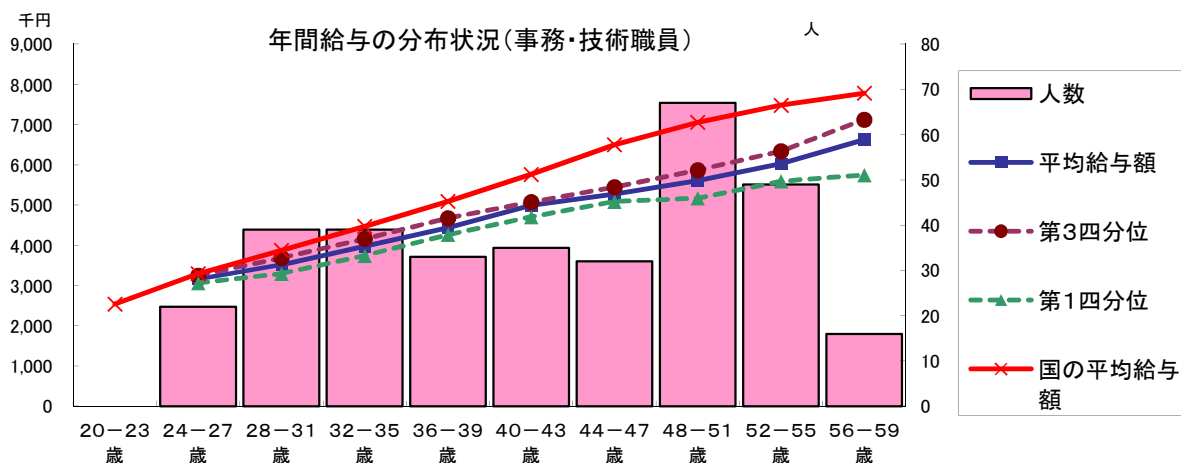
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
特任教員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

<年俸制適用者について>

注1 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2 該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	4	57.3	—	7,957	—	—
課長	23	53.8	6,789	7,112	7,394	7,394
課長補佐	42	52.7	5,675	5,874	6,095	6,095
係長	98	47.8	5,096	5,280	5,463	5,463
主任	81	40.6	4,146	4,567	5,075	5,075
係員	84	30.6	3,164	3,563	3,887	3,887

注1 部長の該当者は4人であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

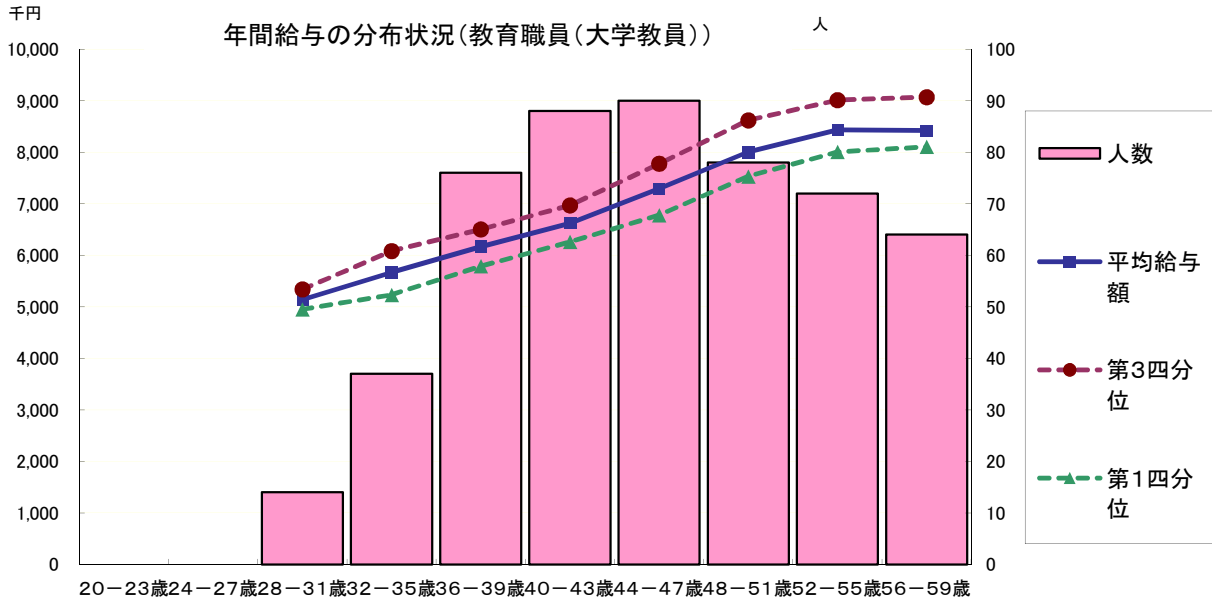
注2 「課長」には、課長相当職である「リーダー」を含む。

注3 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」及び「専門員」を含む。

注4 「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

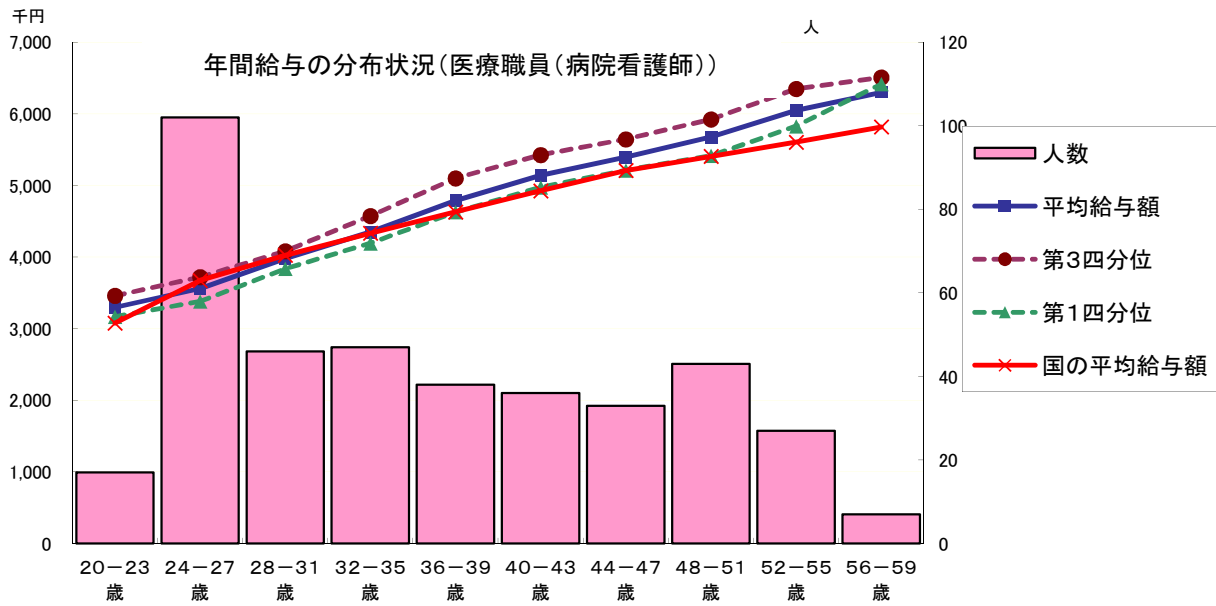
注5 「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

注6 「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	234	54.8	8,232	8,734	9,170		
准教授	163	44.1	6,547	7,017	7,557		
講師	46	44.0	6,135	6,754	7,349		
助教	118	39.6	5,657	5,984	6,365		
助手	6	54.7	5,848	5,919	6,025		
教務職員	9	45.7	4,473	4,823	5,176		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—		—	—
副看護部長	4	56.0	—	—	6,432	—	—
看護師長	24	51.2	5,981	6,112	6,112	6,400	6,400
副看護師長	55	46.3	5,359	5,666	5,666	5,912	5,912
看護師	313	33.5	3,580	4,215	4,215	4,837	4,837

注1:「看護師」には、看護相当職である「助産師」を含む

注2:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については表示していない。

注3:副看護部長の該当者は4人のため、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	332 人	20 人 (6.0%)	77 人 (23.2%)	167 人 (50.3%)	34 人 (10.2%)	17 人 (5.1%)
年齢(最高 ～最低)		30 歳 ～ 24 歳	47 歳 ～ 26 歳	59 歳 ～ 34 歳	58 歳 ～ 46 歳	59 歳 ～ 40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,971 千円 ～ 2,175 千円	3,618 千円 ～ 2,262 千円	4,432 千円 ～ 2,840 千円	4,876 千円 ～ 3,808 千円	5,974 千円 ～ 4,366 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,803 千円 ～ 2,870 千円	4,707 千円 ～ 2,983 千円	5,900 千円 ～ 3,794 千円	6,520 千円 ～ 5,161 千円	7,718 千円 ～ 5,950 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	部長 課長	部長	部長	部長
人員 (割合)	14 人 (4.2%)	3 人 (0.9%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	59 歳 ～ 49 歳	59 歳 ～ 55 歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)	6,359 千円 ～ 5,207 千円	6,124 千円 ～ 5,925 千円		
年間給与 額(最高～ 最低)	8,357 千円 ～ 6,889 千円	8,341 千円 ～ 8,076 千円		

注1:「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。

注2:「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

注4:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」及び「専門員」を含む。

注5:「課長」には、課長相当職である「リーダー」を含む。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	576 人	9 (1.6%) 人	124 (21.5%) 人	48 (8.3%) 人	161 (28.0%) 人	234 (40.6%) 人
年齢(最高 ～最低)		56 } 34 歳	63 } 29 歳	58 } 31 歳	64 } 31 歳	68 } 40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,141 } 3,237 千円	5,688 } 3,494 千円	6,083 } 3,567 千円	6,608 } 3,753 千円	8,758 } 4,858 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,440 } 4,196 千円	7,278 } 4,553 千円	8,007 } 4,779 千円	8,743 } 5,109 千円	11,865 } 6,620 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長
人員 (割合)	397 人	該当者なし () %	313 (78.8%) 人	56 (14.1%) 人	24 (6.0%) 人	3 (0.8%) 人
年齢(最高 ～最低)		}	56 } 22 歳	57 } 34 歳	59 } 40 歳	59 } 54 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	4,675 } 2,311 千円	4,796 } 3,410 千円	5,257 } 3,965 千円	4,808 } 4,719 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		}	6,162 } 3,048 千円	6,468 } 4,582 千円	7,015 } 5,408 千円	6,520 } 6,418 千円

区分	6級
標準的な職位	看護部長
人員 (割合)	1 (0.3%) 人
年齢(最高 ～最低)	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)	}
年間給与 額(最高～ 最低)	}

注1:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.5	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)	% 36.1	% 33.5	% 34.7
	最高～最低	% 45.2～32.8	% 41.8～29.8	% 43.4～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.6	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.0	% 32.4	% 33.6
	最高～最低	% 41.4～31.6	% 39.1～29.5	% 38.5～30.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 64.5	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.3	% 35.5	% 35.4
	最高～最低	% 45.2～32.7	% 49.2～30.2	% 47.3～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 66.9	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)	% 33.9	% 33.1	% 33.5
	最高～最低	% 37.7～32.0	% 39.1～29.6	% 37.2～30.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 37.7～31.3	% 35.0～30.0	% 36.3～31.6

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 84.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 92.7

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等 92.1

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三)) 102.1

対他の国立大学法人等 95.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 84.0
	参考
	地域勘案 91.2 学歴勘案 84.4 地域・学歴勘案 91.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.7% (国からの財政支出額 14,613,430千円、支出予算の総額 35,921,731千円：平成24年度予算)
	【検証結果】 指数は国家公務員及び他の国立大学に比して低い水準にある。また、人件費の業務費に占める割合(55.0%)についても昨年度(56.8%)と同様に低い水準を保っている。この要因として、高松市は地域手当支給地であるが、本学は旧香川大学(63歳)と旧香川医科大学(65歳)の教員の定年年齢を65歳に段階的に統一する財源を確保するために地域手当(3%)を導入していないなど、長期戦略に基づいた人件費の管理を行っていることが大きい。また、給与についても人事院勧告を参考に改正を行うことにより、民間の給与水準との均衡を保っている。
	【累積欠損額について】 該当なし 【検証結果】 —
講ずる措置	今後とも、効果的・効率的業務運営の実施を推進し、引き続き給与の適正化に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.1	
	参考	地域勘案 104.5 学歴勘案 102.7 地域・学歴勘案 104.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.7% (国からの財政支出額 14,613,430千円、支出予算の総額 35,921,731千円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 指数は国家公務員及び他の国立大学に比して低い水準にある。また、人件費の業務費に占める割合(55.0%)についても昨年度(56.8%)と同様に低い水準を保っている。この要因として、高松市は地域手当支給地であるが、本学は旧香川大学(63歳)と旧香川医科大学(65歳)の教員の定年年齢を65歳に段階的に統一する財源を確保するために地域手当(3%)を導入していないなど、長期戦略に基づいた人件費の管理を行っていることが大きい。また、給与についても人事院勧告を参考に改正を行うことにより、民間の給与水準との均衡を保っている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 該当なし	
	【検証結果】 -	
講ずる措置	今後とも、効果的・効率的業務運営の実施を推進し、引き続き給与の適正化に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.5

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)との比較指標である。 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,343,765	10,765,113	△ 421,348 (△ 3.9)	△ 584,974 (△ 5.4)
退職手当支給額 (B)	929,078	1,089,391	△ 160,313 (△ 14.7)	248,509 (36.5)
非常勤役職員等給与 (C)	3,405,722	3,249,086	156,636 (4.8)	417,595 (14.0)
福利厚生費 (D)	1,790,521	1,779,253	11,268 (0.6)	94,808 (5.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	16,469,086	16,882,843	△ 413,757 (△ 2.5)	175,938 (1.1)

注1 「非常勤役職員等給与」の金額は、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤合計額と一致しない。

注2 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

対前年度比及び増減要因について

- i) 給与、報酬等支給総額: 対前年度比 △3.9%
 要因: 常勤職員数の減による本給及び賞与の減
 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平均7.8%の減額措置を講じ、給与減額支給措置として予算で、788,661千円の減額を行った。
- ii) 最広義人件費: 対前年度比 △2.5%
 要因: 附属病院の病院体制充実のため医療技術職員の増員により、「非常勤役職員等給与」の増、これに伴う福利厚生費の増となったが、特例法に基づく減額措置により減となった。
- iii) 「退職手当支給額」については、前年度に比して退職者が少数であったこと、また、「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ」に基づき、支給率の引き下げを実施(削減額16,257千円)したことにより、減となった。
- iv) 「非常勤役職員等給与」欄の、非常勤職員(フルタイム職員)においても、特例法に基づく減額措置を実施した。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法に準拠し、支給水準の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要

① 役員在職期間のみの役員: 現行の額に100分の87(平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)を乗じて得た額に改正を実施

② ①以外の役員: 職員退職手当規則を退職手当の調整額も含めて準用

職員に関する講じた措置の概要: 国家公務員の退職手当制度と同様の改正を実施。

現行の調整率を100分の87(平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)